

## 令和2年度大学生求職者開拓事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、令和2年度高知県福祉人材センター運営事業委託業務契約書第1条第4項の規定に基づき、県外の大学及び専門学校に在籍する学生求職者の高知県内での就職活動に係る旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）は、より多くの学生が高知県で就職することを支援するため、高知県内の福祉・介護職場での職場体験や職場見学、ふくし就職フェアに参加する学生に対し、予算の範囲内で旅費を支給する。

### (支給対象)

第3条 支給の対象となる高知県内での就職活動とは、別に定める令和2年度大学生求職者開拓事業業務仕様書のとおりとする。

### (支給の申請)

第4条 学生は、旅費の支給を受けようとするときは、別記様式による高知県内就職活動旅費支給申請書を県社協会長に提出しなければならない。

### (旅費の計算)

第5条 支給する旅費の計算は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会旅費規程第2条第2項の規定に準じて算定した額とし、その半額を助成する。（大学別旅費一覧表（別表）の通り）

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 この要綱の適用期間は、令和2年6月19日から令和3年3月31日までとする。